

施設配置の最適化における  
公立施設の整備等の進め方について

平成28年3月

岡山市

## 1 施設配置計画の検討経過

岡山市では、就学前の子どもを取り巻く環境や幼稚園、保育所の現状から、「自立する子ども」の育成を目指し、国の大幅な制度改正を考慮しつつ、年々増加している子ども・子育て支援に関するニーズに対応しながら、希望するすべての就学前の子どもに良質な就学前教育・保育を保障するため、本市が目指す幼保一体化に向けた取組をさらに推進していくための指針として、平成24年12月に「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」(以下「在り方」という。)を策定しました。

「在り方」では、「一定の地域(「教育・保育提供区域」)ごとで施設の配置を考え、希望するすべての就学前の子どもに小学校への連続性を大切にした就学前教育・保育を等しく提供できるよう、また、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに関するニーズを把握し、需要見込量等に効果的かつ効率的に対応するため、公立・私立、幼稚園・保育所を含めた施設の配置計画を策定します。」としています。

## 2 基本的な考え方

(1)岡山市では、安心して子育てができ、若者や女性が輝くまちづくりを目指し、希望する誰もが安心して喜びを感じながら子どもを生み育てることができるよう、保育サービスの安定的な確保や、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

(2)厳しい財政状況が続く中、限られた人員や財源で、将来にわたり、安定的に良質な就学前教育・保育を提供していくため、官民の役割を考慮しつつ、市立幼稚園、市立保育所の市立幼保連携型認定こども園への移行を進めていきます。

また、年々増加する子ども・子育てに関するニーズに柔軟かつ迅速に対応するため市立施設の民営化を行い、施設運営の効率化を図りつつ、希望するすべての就学前の子どもに、教育・保育を等しく提供できるよう環境整備を進めていきます。

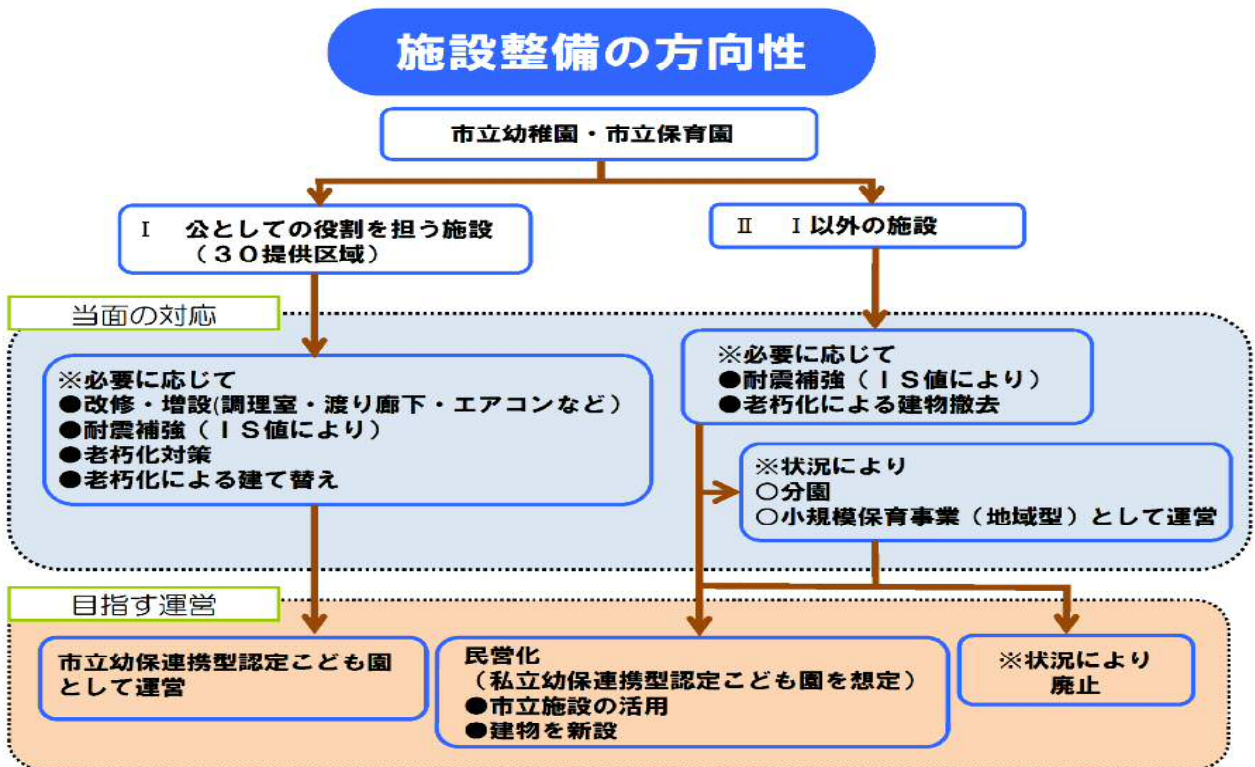
(3)就学前の子どもは、集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため、多くの友達と関わる大切であるとされており、一定の規模の集団を維持することが必要不可欠とされています。

このため、本市では、入園児童数が、一定水準を下回り、将来も増加が見込まれない市立施設については、施設の活用方法等について廃止も含めて検討します。

## 3 施設整備の方向性

(1)公としての役割(セーフティネット、岡山型一貫教育・地域との連携のかなめ)を担う市立施設は、教育・保育提供区域ごと(市内30区域)に市立幼保連携型認定こども園として整備します。

(2)その他の施設は、区域内での人口バランスなど地域事情や地域の声も踏まえて、民営化や廃止も含めて今後の在り方を検討します。



## 4 幼保一体化について

(1)市立認定こども園候補の選定基準(4つの視点)

①施設の状況(必要な施設規模)

◇敷地面積2,000㎡以上 ◇施設の定員120人以上 ◇保育室5室以上

②設備の状況(必要な設備)

◇エアコン設置の有無 ◇調理室の有無

③入園児童数20人以上(過去5年間の平均入園児童数・施設型給付基準)

④個別事情

◇建築後年数 ◇耐震化の必要性 ◇立地条件(居住人口、交通、災害など)

これらの選定基準を基に、岡山市子ども・子育て会議での審議を経て、地元協議のための認定こども園候補園を定めています。

(2)整備方針について

①建築後50年程度の施設は、建替を検討します。

②それ以外は、幼保一体化改修を行い、耐震補強が必要な施設は併せて施工します。

※幼保一体化改修では、施設状況に応じて、調理室の新設・拡張、保育室へのエアコン設置、渡り廊下の設置、3歳未満児が利用する保育室・トイレの改修等を行います。

### (3) 市立認定こども園以外の整備方針について

園舎は、50年程度の利用を念頭に、民営化後の園舎利用や改修等については、事業者と協議します。

### (4) 耐震補強について

耐震性能が低い園舎については、認定こども園としての整備の有無に拘らず、「岡山市有建築物の耐震化計画指針」に沿って、順次、耐震補強を行い、保育園は平成30年度までに、幼稚園は平成29年度までに完了することとされています。

Is値が保育園は0.6未満、幼稚園は0.7未満の施設は、耐震補強が必要とされ、中でも0.3未満の施設は早急な対応が求められています。

## 5 市方針との調整

### (1) 「岡山市公共施設等マネジメント」等との整合

公共施設等マネジメントに関する基本の方針及び公共施設等総合管理計画や、他の市計画・事業等との整合性を図りながら取り組みます。

### ■ 今後のスケジュール

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公共施設等マネジメントに関する基本の方針	→			
公共施設等総合管理計画		→	→	→ 評価・改訂
個別施設計画	→	→	→	→
市有施設管理支援システム	構築 →		入力更新	→
固定資産台帳	整備 →		→	入力更新 →

『岡山市公共施設等マネジメントに関する基本の方針(平成26年12月)より抜粋

## 6 市民説明会及び区域ごとの協議の開催について

### (1) 概要

子ども・子育て支援新制度の概要や市の方針等の周知を図るため、福社區ごとに市民説明会を開催し、その後、優先度に応じて、順次、区域ごと(更に小さい単位で)の協議(説明会や意見交換等)を開始し、一定の理解が得られたところから進めていきます。

なお、区域ごとの協議は、耐震診断で耐震補強が必要とされる園が含まれる区域を優先する他、園舎の老朽化による建替えを想定している区域や私立を含め幼稚園が無い区域を優先して実施します。

## (2) 区域ごとの協議の主な対象者

- ①地元関係者(連合町内会長、各单位町内会長、地域協働学校運営協議会委員など)
- ②幼稚園・保育所保護者
- ③各種関係団体(私立園を含む)
- ④子育て家庭

## (3) 説明内容

- ①子ども・子育て支援新制度の概要
- ②市の方針  
(「在り方について」、幼保一体化の推進、保育ニーズへの対応など)
- ③子ども・子育て支援事業計画【区域ごとの協議】  
(量の見込みと確保方策、今後5年間の各区域の見通し)
- ④市立認定こども園の運営状況
- ⑤市立施設の現状【区域ごとの協議】  
(施設・設備の状況、園児数、認定こども園候補など)

# 7 民営化について

## (1) 民営化の目的

### ①官民の役割分担

現在、幼稚園では、「幼稚園教育要領」に基づき学校教育を実施し、保育所では、「保育所保育指針」に基づき保育を実施しています。

また、新たに創設された幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成26年4月30日)が施行され、この要領に基づき学校教育、保育を実施しています。

このため、公立と私立で基本的な違いがないことから、公として果たすべき役割を明確にした上で、「民でできることは民に任せる」ことを基本として、子育て家庭を社会全体で支援していきます。

### ②多様化する市民ニーズへの対応

少子化・核家族化の進行、女性の社会進出による夫婦共働き世帯の増加、多様化する就労形態などに伴い市民ニーズも地域ごとで多様化しています。

しかしながら、市立施設では、全市一律のサービス提供が求められるため、地域ニーズを反映しにくく、民間に移行することにより、市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようになると考えています。

## (2) 民営化とは

既存の市立施設(幼稚園、保育所)の設置運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に移管することをいいます。

なお、「在り方」に基づき、移管後の施設の運営形態は、「幼保連携型認定こども園」もしくは、「認可保育所」(将来的には幼保連携型認定こども園へ移行)とします。

また、市立幼稚園の民営化においては、一時的に私立保育所の分園や小規模保育事業

が併存した後、認定こども園へ移行することも可能とします。

(3) 移管後の施設の運営形態(幼保連携型認定こども園、認可保育所)は、募集における民間法人からの提案に基づき最終決定することとします。

#### ◇社会福祉法人とは

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設置された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない法人

#### ◆学校法人とは

国又は地方公共団体を除き、学校教育法に定める学校として、私立学校を設置することができる法人

(4) 実施する教育・保育の内容等について

##### ①開所日

日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を除いた日

##### ②開所時間

11時間開所を基本とし、地域の教育・保育ニーズに即した時間設定も可とします。

##### ③職員配置

移管後の施設の運営形態(幼保連携型認定こども園、認可保育所)に応じて、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、または、「岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、職員を配置することとします。

##### ④教育・保育等の内容

次の事項を順守するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力できることを条件とします。

(ア) 移管後の施設の運営形態(幼保連携型認定こども園、認可保育所)に応じて、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」又は「保育所保育指針」に基づき、教育・保育計画や指導計画を作成し、その計画に沿った教育・保育を実施すること。

(イ) 当該地域において、市立施設が担ってきた役割を引き継ぎ、障害のある児童等特別な配慮・支援を必要とする児童を受入れること。

(ウ) 必要に応じて地域子育て支援事業(一時預かり、休日保育)を実施すること。

(エ) 自園調理により給食を提供し、栄養士が作成する献立に基づき、アレルギー対応等、国の示すガイドライン等により、子ども一人ひとりの状況に対応すること。

(オ) 同一教育・保育提供区域内にある他の幼保施設及び小学校との連携・交流を積極的に図り、相互の教育・保育の向上を図ること。

(カ) 公的な第三者評価を受けるとともに、評価結果を公表すること。(5年ごとに)

(キ) 市立施設としてこれまで培ってきた地域との交流等を継続すること。

(ク) 受入対象年齢は、原則として生後3ヶ月以降から小学校就学までとすること。

(5) 民営化の対象施設の選定について

民営化の対象施設の候補の選定にあたっては、「岡山市子ども・子育て支援事業計画」の「量の見込み」に対する「確保の方策」の施設としての活用のほか、市立幼保連携型認定こども園の設置状況や私立幼稚園、私立保育所との位置関係等も勘案し検討します。

①対象施設の選定における優先基準

- (ア) 「量の見込み」に対し、施設が不足する教育・保育提供区域にある施設
- (イ) 隣接する教育・保育提供区域の「量の見込み」に対し、施設不足の解消が見込まれる施設
- (ウ) 私立幼稚園・保育所・認定こども園の無い教育・保育提供区域にある施設

(6) 保護者、地元関係者等への説明会の実施について

保護者、地元関係者等への説明会を実施し、意見交換を行い、一定の理解が得られたところから、子どもへの影響が少なくなるように配慮しつつ、進めていきます。

①主な説明内容

- (ア) 民営化の概要
- (イ) 民営化対象施設の選定理由
- (ウ) 移管先法人の選定方法
- (エ) 移管スケジュール(案)
- (オ) 移管先法人への引継の実施方法等

(7) 移管先法人の選定方法等について

①募集方法

移管先法人は、原則として、公募します。

②選定方法

- (ア) 「在り方」に基づき、「募集要項」を定め、移管先法人の募集を行う。
- (イ) 応募民間法人からの、教育・保育方針等を含めた運営に関する計画書(保育事業計画書、収支計画書等)の提出書類を元に選定する。
- (ウ) 応募民間法人に対するヒアリング、実地調査、経営状況調査等を、必要に応じて実施する。
- (エ) 「岡山市児童福祉審議会」(平成26年市条例第104号)に諮問し、選考する。

③移管先法人の発表

- (ア) 移管先法人が決定した後、発表から民営化移行まで1年以上の期間を確保します。
- (イ) 発表は、対象施設の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、他の施設の保護者等が選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うように行います。

(8) 協定の締結について

市と移管先法人との間で次項に関する協定の締結を行います。

①協定事項

- (ア) 教育・保育(これまでの教育・保育方針、内容などを継承する旨等)に関する事
- (イ) 移行期間に行うべきことや岡山市と移管先法人の役割の確認

- (ウ) 施設等の貸付け、譲渡その他の協力に関する事項
- (エ) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (オ) 市長が特に必要と認める事項

#### (9) 移管先法人への引き継ぎ方法等について

運営主体が変わることにより、子どもへの影響ができる限り少なくなるように、市立施設で実施していた教育・保育内容や行事は、基本的には継続することを条件とします。

##### ① 三者協議会

保護者、移管先法人、市の三者による協議会を設置し、円滑な引き継ぎを行うため移行計画を策定し、保護者の理解が深められるよう、民営化実施までに移行準備期間を確保します。

##### ② 共同教育・保育の実施

子どもたちが、移管先法人の職員(保育教諭、幼稚園教諭、保育士など)との信頼関係を築けるよう、移管先法人職員と市職員で共同教育・保育を実施します。

##### ③ 主な引継内容

(ア) 子どもに関する健康・発育などの記録を基に、子ども一人ひとりの生活の様子や状況などを共同教育・保育により引き継ぐ。

(イ) 教育・保育の目標、計画及び指導計画、各クラスでの教育・保育内容、子どもの受入れ引き渡しなど日々の教育・保育の流れ、年間行事、月行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者や地域との関係など、施設運営全般についても引き継ぐ。

##### ④ 進捗管理

岡山市は、引継ぎ等が、移管計画どおりに実施されているかの進捗管理を実施するとともに、必要に応じて、助言や指導を行います。

##### ⑤ その他

利用者負担額(授業料、保育料)以外の保護者負担(教材費等)については、一方的に新たな負担を求めず、移管先法人と保護者間の話し合いにより決定することとします。

#### (10) 民営化後の市の役割について

移管後も、市職員が定期的に園を訪問し、協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言や指導を行います。

## 8 施設の廃止について

#### (1) 必要性について

##### ① 市立幼稚園の現状

幼稚園では、子どもが集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため、多くの友達と関わる大切であるとされており、一定規模の集団を維持していくことが必要不可欠とされています。

しかしながら、市立幼稚園では、年々、入園児童が減少傾向にあり、中には、在園児童の少ない施設も出てきています。



このため、一定規模の集団を維持(集団規模の適正化)するためには、施設の廃止も含めた検討が必要と考えています。

## ②市立保育所の現状

職員が不足する中、年々入園希望児童が増加し、多くの市立保育所では、定員の弾力化により対応する一方で、年間を通して定員に達していない市立保育所もあるため、地域ごとの就学前の子どもの数、施設の数や定員とのバランスを考え、市民ニーズに適切に対応できるような施設配置の検討が必要と考えています。

## ③施設の老朽化

市立幼稚園、市立保育所の多くは、高度経済成長期の昭和 50 年代に建設され、半数を超える施設が築後 30 年を経過しています。

このため、今後、耐震化工事も含めて、施設の建替えや延命化に向けた全面的な施設改修が必要と考えています。

しかしながら、厳しい財政状況のおり、すべての施設の整備には、多くの費用と時間がかかることから、整備にあたっては、対象施設を選定するとともに、優先度に応じて効率的に進めていく必要があると考えています。

## (2)対象施設の選定について

入園児童数が、一定水準を下回り、将来も増加が見込まれない施設については、施設の廃止も含めて検討します。

## (3)保護者、地元関係者等への説明会の実施について

保護者、地元関係者等への説明会を実施し、意見交換を行い、一定の理解が得られたところから進めていきます。

### ①主な事項

- (ア)廃止の検討が必要な理由(岡山市の現状)
- (イ)対象施設となった経緯
- (ウ)廃止までのスケジュール(案)

## (4)進め方について

- ①対象施設の選定(休園中の施設を含む)
- ②民間事業者の募集(原則として)
  - 民間事業者の認定こども園、保育所その他の施設としての運営希望の有無の確認
- ③保護者、地元関係者等への説明会の実施
- ④スケジュール、実施時期の決定

## (5)廃止後の施設の活用について

施設の活用方法については、教育・保育に係る活用方法(放課後児童クラブ等)を優先し、地元関係者の要望等も考慮し決定します。

## 【用語の解説】

### ○岡山市の就学前教育・保育の在り方について

「自立する子ども」の育成を目指し、年々増加する子ども・子育て支援に関するニーズに対応しながら、希望するすべての子どもに良質な就学前教育を、保育を必要とする子どもに良質な保育を保障し、本市が目指す幼保一体化に向けた取組みを推進していくための指針として策定したものです。

### ○教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法(平成27年4月施行)に基づき、市町村が、子ども・子育て会議において、ご意見をいただき、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた区域(岡山市では30区域を設定)です。

### ○幼保連携型認定こども園とは

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。

### ○子ども・子育て支援事業計画

新制度施行にあたり、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間(5年間)について「量の見込み」と「確保方策」・「実施時期」を記載することとされています。

### ○量の見込み

量の見込みとは、教育・保育提供区域ごとに、アンケート調査(平成24年度実施)の結果を元に、国から示された手引きに従い算出したものです。

### ○確保方策

施設型給付施設(認定こども園、幼稚園、保育園)と地域型保育事業(小規模保育等)ごとの5年間の施設等の整備する定員、実施時期を記載したものです。

### ○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に規定され、市町村が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くため、有識者、事業者の代表、保護者の代表、労働者の代表、公募による子育て当事者から構成される条例により設置された会議です。

## ○岡山市公共施設等マネジメント

全庁的な取組体制として「岡山市公共施設等マネジメント推進本部」を設置し、全庁一体となって取り組み、施設所管部門の役割や統一的かつ計画的なマネジメントに基づく予算措置についてルール化します。

また、必要なデータを把握し、一元管理を行うため、施設の利用状況等も含めて施設情報を分析・評価する「施設管理支援システム」を構築し、統一したマネジメントを推進します。

【参考】

教育・保育提供区域一覧表

区	管轄福祉事務所	小学校区の組み合わせ	教育・保育提供区域の表示
北	北区中央	岡南 清輝	中央1
		御南 西	中央2
		吉備 陵南	中央3
		大元 鹿田	中央4
		石井 三門 大野	中央5
		岡山中央 牧石 御野	中央6
	北区北	伊島 津島	北1
		野谷 馬屋上 横井	北2
		御津 五城 御津南	北3
		福渡 建部 竹枝	北4
		中山 平津 桃丘 馬屋下	北5
		足守 蛍明 鯉山 加茂 庄内	北6
中	中区	三勲 宇野	中1
		高島 旭竜	中2
		旭東 平井	中3
		竜之口 幡多 財田	中4
		富山 旭操 操南 操明	中5
東	東区	江西 千種	東1
		可知 古都 芥子山	東2
		大宮 太伯 幸島 朝日	東3
		角山 城東台 御休 浮田 平島	東4
		開成 政田 西大寺南 西大寺 豊 雄神	東5
南	南区西	妹尾 箕島 福田	西1
		曾根 興除 東疇	西2
		第一藤田 第二藤田 第三藤田	西3
		灘崎 七区 彦崎	西4
	南区南	浦安 芳泉	南1
		芳田 芳明	南2
		平福 福浜	南3
		甲浦 小串 福島 南輝	南4

## 認定こども園移行状況について

平成27年度 (移行済)	御津幼稚園・金川保育園、中山幼稚園・中山保育園 太伯幼稚園・太伯保育園、灘崎幼稚園・灘崎保育園
平成28年度 (移行予定)	岡南幼稚園・岡南保育園

※その他の園については、区域ごとの協議を経て、順次、開園に向けた準備を行う。

## 認定こども園候補園

教育・保育 提供区域	候補園 (幼保連携型認定こども園)	教育・保育 提供区域	候補園 (幼保連携型認定こども園)
中央1	岡南認定こども園(予定)	北1	伊島幼稚園
中央2	今幼稚園	北2	野谷幼稚園・野谷保育園
中央3	陵南幼稚園	北3	御津金川認定こども園
中央4	鹿田保育園	北4	建部保育園
中央5	巖井保育園	北5	中山認定こども園
中央6	南方保育園	北6	庄内幼稚園
中1	宇野保育園	東1	万富保育園
中2	高島保育園	東2	芥子山幼稚園／可知幼稚園
中3	旭東保育園	東3	太伯認定こども園
中4	幡多幼稚園／財田幼稚園	東4	浮田幼稚園／平島幼稚園
中5	操南幼稚園／旭操幼稚園	東5	西大寺保育園
西1	妹尾幼稚園	南1	浦安幼稚園／芳泉幼稚園
西2	興除保育園	南2	芳明幼稚園／芳田幼稚園
西3	錦保育園	南3	平福保育園
西4	灘崎認定こども園	南4	甲浦幼稚園・甲浦保育園